

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月14日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第79号

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和52年杉並区規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の3各号中「366万1,000円」を「375万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の3の規定は、令和8年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。